

自由民主党
看護問題対策議員連盟
会長 伊吹 文明 様

一般社団法人 日本精神科看護協会
会長 吉川 隆 博



要 望 書

当協会は、精神保健医療福祉の現場で勤務する看護者を主な会員とする団体として、「こころの健康を通してだれもが安心して暮らせる社会づくり」をめざして活動しております。特に現在「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた、医療機能の分化・強化、連携の推進が求められていますが、その体制を整備するためには入院医療と在宅医療の両輪で活躍が期待される看護師の存在が欠かせません。国民の暮らしと生きがいを支え、地域とともに創る「地域共生社会」の実現を目指して、下記の精神科看護に係る政策を強く要望いたします。

記

入院患者の高齢化が進み、患者の安全を確保することが難しい医療現場においてマンパワーを充実して質の高い療養環境を提供し、医療チーム内の業務のタスクシェアによって看護職員の勤務環境を改善するために、看護補助者の確保を推進する措置を講じていただきたい。

精神科病院に入院中の患者の約6割は65歳以上の高齢者であり、身体合併症を有している患者も増加傾向にある。また、急性期症状を伴う状況では治療や看護介入も困難を極めることが多く、それに伴って身体的拘束が必要な場面が増えている。令和2年度診療報酬改定では、看護業務のタスクシェアが看護補助者との間で行われていることが多いことから、看護補助者の配置に関する評価項目が見直された。

しかし、看護補助者（介護者を含む）の、賃金の低さや教育を提供するための労働環境が十分に整備されていないことなどから、人材確保が難しい状況にある。そこで、高齢化のリスクを抱えた精神障がい者に安全な療養環境を整えるために、看護補助者の確保に向けた対策を講じていただきたい。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、病状を抱えながら地域で暮らす医療ニーズの高い精神障がい者に切れ目のない医療を提供するために、訪問看護・外来看護等のさらなる充実のための制度改正並びに予算措置を講じていただきたい。

精神障がい者の地域生活を支える精神保健医療福祉の体制を整えていくためには、患者の急変に伴う精神科救急医療体制の整備や長期入院を予防するための入退院支援の充実など、課題は山積している。特に精神疾患を有する外来患者数は増加傾向にあり、地域生活を維持するための生活技能に関する指導や疾病・服薬管理等の継続看護が求められる中、現在の看護外来機能や訪問看護機能に伴う看護師需要は賄えていない。

精神科訪問看護においては、精神障がい者の「地域生活」を支える観点から、精神科医療機関において治療継続の支援、身体合併症の早期発見・管理、精神科医療機関以外の関係機関からの相談に応じること・医療との連携を促進すること等の役割が期待され、実際にその役割を果たしている場合も多い。このような役割の必要性については、令和3年3月に厚生労働省でまとめられた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書」においても指摘されている。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、切れ目のない治療をコーディネートする機能を外来看護がもち、地域生活の中での病状のモニタリングや必要に応じた頻回訪問など、重症の精神障がい者を支える役割を訪問看護が担えるよう、精神科医療における外来・訪問看護の充実に向けた制度改正並びに予算措置を講じていただきたい。

精神疾患は、誰でもかかりうる病気であることから、国民の心の病気に関する正しい知識を普及させるための教育に必要な制度改正並びに予算措置を講じていただきたい。

2022年4月から日本の高等学校学習指導要領改訂により、精神保健教育の中で「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれることになった。このような教育的取り組みは、偏見の解消や病気の早期発見につながるものであると評価できるが、知識を得るだけではスティグマを付与することにもなりかねない。

日本を含む近年の国際調査や研究では、4～5人に1人が一生のうちに精神疾患にかかり、その半分が15歳までに発症していることが報告されている。このような現状を踏まえると、高等学校のみで教育を受けるだけでは不十分であり、義務教育から高等教育課程まで一貫した教育及び啓発を進める必要がある。また、具体的な教育の実施においてこころの病気を正しく理解するためには、医師、看護師等の精神保健従事者と学校保健が連携して教育や啓発を推進していく必要があるため、学校教育の制度改正並びに心の病気の教育と啓発に伴う必要な予算措置を講じていただきたい。

*一般社団法人日本精神科看護協会では、平成16年7月1日より障害者の表記を「障がい者」とあらためております。